

山梨県公報

第千二百三十号

平成十三年

九月二十七日

木曜日

目次

地力増進法に基づく地域指定の解除	五三三
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく公衆の閲覧に供する方法	五三三
建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域の指定	五四四
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五四四
甲府市職員共済組合の決算の公表	五四四
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)	五二六
公共測量の実施	五二六
峡西都市計画の変更案の縦覧	五二六
開発行為に関する工事の完了	五二七
企 業 局	
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく公衆の閲覧に供する方法	五二七
教育委員会	
平成十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について	五二七
公安委員会	
山梨県警察教養規則の一部を改正する規則	五二八
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	五二八
遊技機の型式の検定	五二九

告 示

山梨県告示第四百二十一号

地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)第四条第四項の規定に基づき、次のとおり地力増進地域の指定を解除したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

指定年月日	解除年月日	町村名	指定地域
昭和六十三年三月十六日	平成十三年九月二十日	三珠町	大塚の農地(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県農政部長農業技術課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十二号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第五条第三項(同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、公衆の閲覧に供する方法について、次のとおり定めた。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

一 閲覧所における閲覧

1 閲覧に供する事項

- (1) 公共工事の発注の見通しに関するもの
- (2) 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関するもの

2 閲覧所の場所

県民情報センター、各地域振興局地域県民センター(地域県民センター)の設置されていない地域振興局にあつては、地域振興局の公共工事担当部署)及び土木部出先事務所。ただし、公表される事項の詳細は別途定める。

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、山梨県の休日定める条例(平成元年山梨県条例第六号)第一条第一項各号に掲げる日を除く。

二 インターネットによる公表

1 公表する事項

公共工事の発注の見通しに関するもの

2 公表の方法

山梨県のホームページに掲載する。

3 ホームページアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/kokyokoji/>

山梨県告示第四百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の三第一項の区域の指定（平成八年山梨県告示第四百八十三号）の全部を次のとおり改正し、平成十三年十月一日から施行する。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡、東八代郡、西八代郡のうち上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域に限る。）及び下部町（中之倉トンネル以東の地域に限る。）、中巨摩郡、北巨摩郡、南都留郡並びに北都留郡の区域（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項に規定する事務については、富士吉田市の区域を除く。）

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年九月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 グローカリー山梨
 - 2 代表者の氏名 橋本武治
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市宝二丁目九番二十六号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、山梨県民および広く社会の人々に対して、福祉の増進、社会教育の実施、環境保全の支援、海外支援などに関する事業を行い、互いにたすけあつて生きる喜びの輪が広がる、共生社会の創造に寄与することを目的とする。

甲府市職員共済組合の決算の公表

甲府市職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二条）第二十二條第三項の規定により、甲府市職員共済組合の平成十二年度の決算を次のとおり公表する。
平成十三年九月二十七日

甲府市職員共済組合
理事長 山 本 栄 彦

甲府市職員共済組合公告

甲府市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成12年度決算の要旨を公告する。

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部組合	合計
1	0	0	1	2

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	調剤職	特定消防	警備職	長期	合計
組合員数(人)			1		291	1,963	2,255
給料月額(千円)			620		103,780	706,562	810,962
一人当たり給料月額(円)			620,000		356,632	359,939	359,628

3 組合職員数は、次のとおりである。

経理単位	業務	貸付	計
人員	1	1	2

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位千円)

区分	短期	長期	業務	貸付	繰越額
(収入)					
負担金	8,239	2,219,661	14,696		
掛金	7,134	1,015,640			
基礎年金交付金		318,977			
育児休業手当金交付金	13,257				
利息及び配当金	1	236,672	23	24	
組合員貸付金利息				79,719	
その他収入		13,391	33	1,197	63,194
他経理から繰入金			3,323		
前年度繰越長期給付積立金		15,309,087			
計	28,731	19,113,428	18,075	80,940	63,194
(支出)					
給付金	13,257	2,771,933			63,194
職員給与			8,894	9,129	
旅費・事務費			1,768	264	
委託費			744		
連合会分担金			1,496		
連合会払込金	15,473	91,913		5,543	
支払利息				69,145	
基礎年金拠出金負担金		646,124			
減価償却費			90		
その他支出			2,935	1,485	
他経理へ繰入金		3,323			
次年度繰越長期給付積立金		15,600,135			
計	28,730	19,113,428	15,927	85,566	63,194
差引当期利益金	1	291,048	2,148	- 4,626	
年度末積立金		15,600,135			
年度末資本剰余金					
年度末利益剰余金	9		7,750	72,056	

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月二十七日まで縦覧に供する。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 渡東ショッピングセンター

2 所在地 富士吉田市下吉田千七百五十五番地一

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十三年一月二十五日

三 意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 駐車場の位置及び構造等

(二) 経路の設定等

(三) 交通誘導員の配置

2 騒音の発生に係る事項

(一) 騒音問題に対応するための対応策について

四 意見を述べた日

平成十三年九月十日

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月二十七日まで縦覧に供する。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 オギノ山梨ショッピングセンター

2 所在地 山梨市下石森字宮ノ前七番地一

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十三年二月二十六日

三 意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 駐車場の位置及び構造等

ア 駐車場出入口の交通対策

イ 交通誘導員の配置

(二) 経路の設定等

ア 来客の自動車の経路

イ 搬出入車両の経路

ウ 右折用車線の設置

四 意見を述べた日

平成十三年九月十一日

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十三年九月十四日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

一 作業種類 一級水準測量

二 作業目的 地盤沈下量の観測のため

三 作業期間 平成十三年十月二十五日から平成十四年三月二十五日まで

四 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田

富町

峡西都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天 野 建

一 都市計画の種類

峡西都市計画公園

(五・五・二)号 櫛形総合公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県峡中地域振興局建設部

櫛形町小笠原三百七十六番地 櫛形町 建設課

四 縦覧期間

平成十三年九月二十八日から平成十三年十月十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十三年九月二十七日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町飯喰字道下一八二の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町飯喰五百三十二番地一 笹本久弘

企業局

山梨県企業局告示第二号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第五条第三項(同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、公衆の閲覧に供する方法について、次のとおり定めた。

平成十三年九月二十七日

山梨県公営企業管理者 富田 重利

一 閲覧所における閲覧

1 閲覧に供する事項

(1) 公共工事の発注の見通しに関するもの

(2) 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関するもの

2 閲覧所の場所

県民情報センター、各地域振興局地域県民センター(地域県民センター)の設置されてない地域振興局にあつては、地域振興局の公共工事担当部署)及び企業局出

先事務所。ただし、公表される事項の詳細は別途定める。

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、山梨県の休日を含める条例

(平成元年山梨県条例第六号)第一条第一項各号に掲げる日を除く。

二 インターネットによる公表

1 公表する事項

公共工事の発注の見通しに関するもの

2 公表の方法

山梨県のホームページに掲載する。

3 ホームページアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/kokyokoji/>

教育委員会

平成十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

平成十四年度山梨県公立高等学校(甲陵高等学校及び大月短期大学附属高等学校を除く。)入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成十三年九月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 一 木 麗 子

一 一般入学者選抜

出願期間

平成十四年二月八日(金)から同月十三日(水)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月九日(土)から同月十一日(月)を除き、同月十三日(水)は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書及び学力検査の結果を総合して行う。

三 学力検査

1 検査期日

平成十四年三月五日(火)

2 検査教科及び配点

イ 検査教科は、国語(作文を含む。)、社会、数学、理科及び英語(ヒアリン

グ検査を含む。)の五教科とする。

口 配点は、各検査教科百点とする。ただし、理科、英語科、文理科、国際教養科、全日制普通科(単位制)及び総合学科の選抜並びに普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行う。

3 検査時間

国語は五十分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

四 入学許可予定者の発表

平成十四年三月十三日(水)の午前十一時

推薦入学

一 出願期間

平成十四年一月十五日(火)から同月十七日(木)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日(木)は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書、志願理由書、推薦書、面接及び作文(全日制普通科(単位制)において実施する作文に限る。)等の結果を総合して行う。

三 検査期日

平成十四年一月二十八日(月)及び同月二十九日(火)とする。ただし、志願者の状況によっては、同月三十日(水)を含めて三日間とすることができる。

四 入学許可予定者の内定

平成十四年二月一日(金)付けで中学校長に内定通知書を送付する。

五 入学許可予定者の発表

一般入学者選抜の入学許可予定者と併せて行う。

再募集

一 出願期間

1 全日制課程

平成十四年三月十三日(水)の午後一時から午後四時まで、同月十四日(木)の午前九時から午後四時まで及び同月十五日(金)の午前九時から正午までとする。

2 定時制課程

平成十四年三月十五日(金)から同月二十日(水)の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十七日(日)を除き、同月十六日(土)及び同月二十日(水)は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

一般入学者選抜の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たつての面接及び作

文又は新たに行う学力検査の結果を総合して行う。ただし、定時制課程については、調査書、再募集に当たつての学力検査及び面接に基づいて行う。

三 検査期日

1 全日制課程 平成十四年三月十六日(土)

2 定時制課程 平成十四年三月二十二日(金)

四 入学許可予定者の発表

1 全日制課程 平成十四年三月十九日(火)の午前十一時

2 定時制課程 平成十四年三月二十六日(火)の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める平成十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察教養規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年九月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

山梨県警察教養規則の一部を改正する規則

山梨県警察教養規則(昭和三十年山梨県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中、「昭和二十九年八月国家公安委員会規則第十二号」及び「警察教養細則(平成五年三月警察庁訓令第三号)によるほか」を「平成十二年国家公安委員会規則第三号」に定めるもののほか」に改める。

第二条中、「警察規律」を「職務に係る倫理」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年九月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 風間善樹

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
 山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
 第十条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条の二第二項中「前条第八号、第九号及び第十六号」を「前条第八号、第九号及び第十五号」に改める。

第十条の三第二項中「第十条第十七号」を「第十条第十六号」に改める。

第十三条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 犯罪統計に関すること。
 第十三条の三第二項中「第十三条第五号、第六号及び第七号」を「第十三条第六号、第七号及び第八号」に改める。

第三十四条第二項中「署長は、前項の」を削る。
 第三十七条第一項を次のように改める。

警察職員（山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）第十一条に規定する警察職員をいう。）の職員別定数は、次のとおりとする。ただし、警察官の階級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の階級の定数に流用することができる。

警察官	七二人
警視	一四七人
警部	四〇八人
警部補	四二三人
巡査部長	四三五人
巡査	一、四八五人
小計	二、九七人
吏員及びその他の職員	一、七八二人
合計	

企画調整	
統	庶
計	務

を

企画

調整 庶務 に改め、同表捜査第一の項中

務・企画	を	庶務・企画	に改める。
		犯罪統計	

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年九月二十六日までとする。

山梨県公安委員会
 委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	遊技機の種別及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 特別電動役物	C R 海へいこう楽園天国	マルホン工業株式会社	一〇〇三五七
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 特別電動役物	C R 熱闘パワプロクンズ2	京楽産業株式会社	一〇〇三六八

株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中天白区中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	C R あど べん隊 Z	株式会社 まさむら 遊機	一〇〇二八〇
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府東大阪市荒川三丁目一〇番七号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R ゴ ストバ ス V	株式会社 藤商事	一〇〇三一九
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R フ イ バ ー パ ー ワ ー P	株式会社 三共	一〇〇三七三
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	E C ト ー	株式会社 ネット	一四〇三三七
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ブ ス ト ッ ク ウ	株式会社 ネット	一四〇三二六
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	X R チ 4	アルゼ株 式会社	一四〇三二八
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	X R チ 3 4	アルゼ株 式会社	一四〇三四三
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	プ ッ ト ク	株式会社 ミズホ	一四〇三三六

発行者 山梨県 印刷所 (株)サンニチ印刷
甲府市丸の内一丁目六番一号 甲府市北口二丁目六番